

# 企業の健全な事業活動を

## 法で支えるための情報発信

弁護士法人  
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士  
伊藤 一星

### 弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第22号

～遅刻を繰り返すような勤怠不良社員の処分はどうすべき？～

## 目次

#### 【①最新労務トピックの解説】

～遅刻を繰り返すような勤怠不良社員の処分はどうすべき？～

#### 【②2024年5月開催セミナーのご案内】

#### 【③当事務所の活動実績 Vol.1】

#### 【④当事務所の活動実績 Vol.2】

#### 【⑤当事務所の活動実績 Vol.3】

#### 【⑥編集後記】

## ①最新トピックの解説

～遅刻を繰り返すような勤怠不良社員の処分はどうすべき？～

いつも弊所のメルマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

先日、初出勤で遅刻をした海上自衛隊の隊員に対して減給処分が下されたという趣旨の報道がありました。当該隊員は、配属先である「護衛艦さみだれ」に初出勤の予定でしたが、寝坊による約19時間の遅刻をしたとのこと。当日は、携帯電話に連絡をするも繋がらず、警察に捜索願も出されていたとのことで、男性隊員を減給1か月の懲戒処分としました。

今回の報道は自衛隊隊員の遅刻における処分であるため、自衛隊法が適用されるといった特殊性はありますが、企業においても遅刻や欠勤を繰り返すような問題社員は一定数存在します。しかし、企業では「労働法規」や「就業規則」が適用されるため、処分内容には十分に注意する必要があります。

そこで今回は遅刻を繰り返すような問題社員の処分における注意点について解説いたします。

### ◆遅刻を繰り返すような問題社員の対応におけるポイント

#### 1.就業規則の確認

従業員との労使トラブルを解決するために、就業規則は非常に重要な役割を果たします。就業規則は従業員との契約内容となり、従業員は就業規則の内容に従う義務が発生します。この就業規則に記載されている懲戒規定に沿った処分を行うことになるため、処分を検討する前に必ず確認するようにしましょう。特に、作成以来一度も見直しを行っていない場合や厚生労働省が発表しているモデル就業規則を意図せずそのまま使用している場合は内容のチェックをすることを推奨いたします。

また、就業規則の内容が従業員に周知されていない場合は無効となるケースがあります。書面での交付に加え、従業員がいつでも就業規則を確認することができるような体制を整えるようにしましょう。

## **2.出退勤記録を基にした注意指導の実施**

従業員が遅刻をした場合は、遅刻に対する注意指導を行います。軽微な遅刻であれば口頭での指摘でも問題ありませんが、仮に解雇を見据える場合は、「企業は注意指導による改善を図ったが改善されなかった」ことを証明するためにも書面で行うことが必要となります。

特に、頻繁に遅刻を繰り返す場合は書面による注意指導を行きましょう。

## **3.段階を踏んだ処分の実施**

注意指導を行っても改善されない場合は配置転換や降格処分、懲戒処分といった段階的な処分を行うことが理想です。懲戒処分の中にも「戒告・譴責・訓告」、「減給」、「出勤停止」、「降格」、「諭旨解雇」といった種類があり、問題のレベルに応じて処分内容を選択する必要があります。

また、処分内容を選択する際には、社会通念上の相当性を鑑みる必要があるため、無暗に選択されることは避けましょう。

## **4.退職勧奨・解雇**

懲戒処分を行った後も改善されない場合は、退職勧奨を行い、解雇を検討するようにしましょう。特に解雇を行う前に退職勧奨を行うことは重要で、従業員から不当解雇であると訴えられないようにする必要があります。勤怠不良の程度が激しい問題社員の解雇を検討している場合は、注意指導の段階から専門家である弁護士にご相談されることを推奨しております。

## **◆終わりに**

いかがでしたでしょうか。

問題社員対応は企業が抱える大きな悩みの一つで、4月に入社する新入社員の中に採用時には見抜けなかった問題社員がいる可能性も0ではないかと思えます。

問題社員対応は、就業規則のチェック等の準備段階でスムーズに解決できるかどうか別れます。新入社員を迎える前に、是非一度就業規則の見直

しを図ってはいかがでしょうか？

チェックするポイントがわかりかねる場合は当事務所までご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

## ② 2024年5月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

今こそ知りたい！

参加無料

# 企業の法務体制セミナー @ZOOM

～内部通報解説編～

5月23日（木）

15:00～16:00



弁護士 伊藤 一星



弁護士 石塚 淳史



弁護士 菅原 隆介



弁護士 大熊 拓亮

[セミナーのお申し込みはこちら](#)

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、企業内部で整備が追い付いていないことも多く、リスク管理にもつながる「内部通報」を題材としたセミナーを開催させていただくことにしました。

60分で総論、実務対応、裁判例等を交えて簡潔にお伝えいたします。

無料でご自宅でもご視聴可能ですので、この機会にぜひご参加ください。

### 【セミナー概要】

■テーマ：内部通報

■日時：2024年5月23日（木）15:00～16:00

※14:45より受付開始

- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮、同弁護士 菅原 隆介

セミナーのお申込みはこちら

### ③当事務所の活動実績 Vol.1

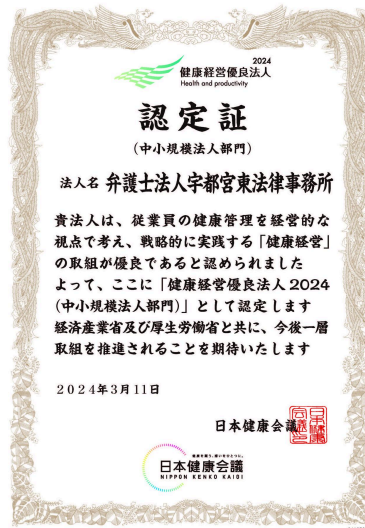
【東武友の会主催の「生き生きよろず講演会」に登壇】

弊所の代表の伊藤一星弁護士が3月21日（木）15時から東武デパート宇都宮店にて実施される東武友の会主催の「生き生きよろず講演会」に登壇いたします。

講演会においては「相続を争族にしないために〜トラブルを避けるための秘訣〜」と題して、相続でもめないポイントや遺言作成の重要性などについてご説明をさせていただきます。

### ④当事務所の活動実績 Vol.2

【健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）に選ばれました！】



当事務所では、所員の働きやすい職場環境を整備し、所員のワークライフバランスやウェルビーイングの実現を目指しておりますが、それにあたっては所員の心身の健康維持が不可欠な要素だと思っており、所員の健康づくりや健康管理には積極的に取り組んでおりますが、その点を評価していただき、昨年引き続き本年も「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）」に認定していただきました（なお、当事務所では、これに先立ち「宇都宮市健康づくり事業者」とちぎ健康経営事業所の認定も受けております）。

- 健康経営優良法人2024
- 宇都宮市健康づくり事業者
- とちぎ健康経営事業所

当事務所は、所員の心身の健康を維持するための取り組みを行うことで所員の働きやすい職場環境を整備し、経営理念の1つである所員の幸福を実現するとともに、所員のワークエンゲージメントを高めることで自社をより良い組織にし、クライアントの皆様に対してより質の高いリーガルサービスを提供できることを目指して参りますので、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

【当事務所の経営理念】

1. 所員の幸福  
所員全員が自分の仕事にやりがいと誇りを持ち、自己実現が図れる職場環境を提供し、所員の幸福を実現します。
2. 依頼者の幸福  
依頼者に寄り添って支えになるとともに、質の高いリーガルサービスを提供することで依頼者が抱える問題を解決し、依頼者の幸福を実現します。
3. 地域社会の幸福

地域社会のインフラとしての役割を果たし、地域社会の発展に貢献して、地域社会の幸福を実現します。

## ⑤当事務所の活動実績 Vol.3

### 【宇都宮まちづくり貢献企業に認証されました】



当事務所は「弁護士業を通じた社会貢献」を事務所のパーパス（存在意義）に掲げるとともに、一緒に働く所員・事件の依頼者・事務所の所属する地域社会の幸せを実現することを経営理念としておりますが、この度、「人づくり」「まちづくり」「環境」などのCSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を認証する「宇都宮まちづくり貢献企業」に当事務所が選定されました。

当事務所では、弁護士業の本質が社会貢献であることに鑑み、これからも地域社会のインフラとしての役割を果たしながら地域社会の発展に貢献できる法律事務所を目指して参りたいと思っておりますので、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

### 宇都宮まちづくり貢献企業認証制度

#### 【事務所のパーパス（存在意義）】

弁護士業を通じた社会貢献

～弁護士業を通じて一緒に働く所員・事件の依頼者・事務所の所属する地域社会の幸せを実現し、社会に貢献する～

#### 【事務所のミッション（使命）】

弁護士が身近な社会を実現する。

#### 【事務所のビジョン（実現したい未来）】

地域で一番の総合病院型の法律事務所になる。

#### 【事務所のスローガン（標語）】

所員・依頼者・地域社会から選ばれ続けることで100年続く法律事務所を目指す。

## ⑥編集後記

段々と暖かい日が続き、春を感じ始めたので桜の開花予想を調べてみましたが、全国的に平年並みの開花で、宇都宮は本日開花、4月2日に満開となる予想のようです。ほとんど満開と同時に新入社員を迎え、新体制となる企業も多くなりそうですね。

社内の就業環境が一新されたことでトラブルが発覚するケースは多く、新体制による組織の不安定さに加えてトラブル対応を行うとなると、心身ともに大きな負荷がかかることとなります。労務に関するトラブルが発生した場合や、発生する見込みがあるような場合はぜひ、当事務所にご相談していただければと思います。

是非お気軽にご連絡ください。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

## 関連サイト

### 山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の  
相談はこちらから



### 山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける  
環境整備サポートのご相談はこちらから





## 企業の再建に向けた 資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人  
宇都宮東法律事務所  
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)

このメールの配信元： [newsletter@kigyou-utsunomiya-higashi.com](mailto:newsletter@kigyou-utsunomiya-higashi.com) 宛先 [h-yoda@funaisoken.co.jp](mailto:h-yoda@funaisoken.co.jp)

登録解除は [こちら](#)

弁護士法人宇都宮東法律事務所 | 〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20山口ビル4階